帰還困難区域(浪江町)でキノコの栽培業を営んでいたものの、原発事故によって県外に避難し、廃業を余儀なくされた申立人の令和2年分及び令和3年分の営業損害(逸失利益)について、事業再開の困難性等に係る事情を考慮して、原発事故の影響割合を7割とする賠償が認められた事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記記載の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

①損害項目:営業損害(キノコ栽培にかかる逸失利益)

期 間:令和2年1月~令和3年12月

②損害項目:営業損害(太陽光発電にかかる逸失利益)

期 間:平成24年4月~平成25年12月

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、 ①につき金358万4427円、②につき金16万4758円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

## 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

## 5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 令和5年7月4日